【参考資料】

この運営規程の例示はあくまでイメージであり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護と共用で使用可)

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　規　程　の　例 | 作成にあたっての留意事項等 |
| △△△指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業運営規程（事業の目的）第１条　＊＊＊（以下「事業者」という。）が設置する△△△（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を確保することを目的とする。（運営の方針）第２条　指定短期入所生活介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。　　指定介護予防短期入所生活介護においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。２　事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。３　事業者は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。４　事業者は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。５　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。６　指定短期入所生活介護〔指定予防短期入所生活介護〕の提供にあたっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。７　指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。８　前７項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成２４年大阪府条例第１１５号）及び「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成２４年大阪府条例第１１６号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。（事業の運営）第３条　指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。（事業所の名称等）第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。（１）名　称　△△△（２）所在地　大阪府松原市○○一丁目○番○号○○ビル○階（従業者の職種、員数及び職務の内容）第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。（１）管理者　　　○名（常勤）　　　管理者は、事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関する法令等の規定を従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行う。（２）医師　　　　○名　　　医師は、利用者の診察及び保健衛生の管理指導を行う。（３）生活相談員　○名（常勤○名）　　　生活相談員は、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。（４）看護職員　　　　看護師　　　○名（常勤○名）　　　　准看護師　　○名（常勤○名）看護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。（５）介護職員　　○名（常勤○名）介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護の補助及び介護を提供する。（６）栄養士　　　○名（常勤○名）　　　栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。（７）機能訓練指導員　○名（常勤○名）　　　機能訓練指導員は、利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導を行う。（８）事務職員　　○名必要な事務を行う。（指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用定員）第６条　事業所の利用定員は、1日○○名とする。２　居室数は、○○室とする。【従来型・併設型・空床型の場合】第６条　事業所の利用定員は次のとおりとする。（１）併設型　○○名（２）空床利用型　特別養護老人ホームの定員○○名以内【単独型・ユニット型の場合】第６条　事業所のユニット数及びユニットごとの利用定員は次のとおりとする。（１）ユニット数　　○○（２）ユニットごとの利用定員　　　Ａユニット　　○○名　　　Ｂユニット　　○○名【ユニット型・併設型・空床型の場合】（１）併設型　ユニット数　　○○（２）併設型　ユニットごとの利用定員　　　Ａユニット　　○○名　　　Ｂユニット　　○○名（３）空床利用型　ユニット数　　○○（４）空床利用型　ユニットごとの利用定員Ｃユニット　特別養護老人ホームの定員○○名以内Ｄユニット　特別養護老人ホームの定員○○名以内（指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容）第７条　指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容は、次のとおりとする。（１）介護（２）食事（３）機能訓練（４）健康管理（５）相談援助（６）その他のサービス提供（７）送迎（利用料等）第８条　指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、**利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額**の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１２年２月１０日厚生労働省告示第１９号）によるものとする。２　指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、**利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額**の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１８年３月１４日厚生労働省告示第１２７号）によるものとする。３　次条に定める通常の送迎の実施地域を越えて送迎を行った場合は、片道○○円を徴収する。４　食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。朝食　○○円　　昼食　○○円　　夕食　○○円５　滞在に要する費用については、次の金額を徴収する。従来型個室　○，○○○円／日　　多床室　○，○○○円／日６　理美容代　　○，○○○円７　その他、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。８　第４項及び第５項の費用について、介護保険法施行規則第８３条の６〔第９７の４〕の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあっては、当該認定証に記載されている負担限度額と第４項及び第５項に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。なお、第５項について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第２１号）により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあっては、多床室の費用の額の支払いを受ける。９　前８項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。１０　指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供の開始に際しては、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いについて文書による同意を得るものとする。１１　費用を変更する場合には、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いについて文書による同意を得るものとする。１２　法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。（通常の送迎の実施地域）第９条　通常の送迎の実施地域は、松原市、○○市○○区、○○市の区域とする。（衛生管理等）第１０条　事業者は、利用者の使用する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。２　事業者は、事業所において食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。（２）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。（３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。（サービス利用にあたっての留意事項）第１１条　利用者は、居室、共用施設、敷地その他の利用にあたっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。（緊急時等における対応方法）第１２条　事業者は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治の医師への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の措置を講じるものとする。２　事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。３　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録をするものとする。４　事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。（非常災害対策）第１３条　事業者は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年○回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。２　事業者は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。（苦情処理）第１４条　事業者は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。２　事業者は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。３　事業者は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。（個人情報の保護）第１５条　事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。２　事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者による介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又はその家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。（虐待防止に関する事項）第１６条　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る（２）虐待防止のための指針の整備（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置２　事業者は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。（身体拘束）第１７条　事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。（地域との連携）第１８条　事業者は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。（業務継続計画の策定等）第１９条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。（その他運営に関する留意事項）第２０条　事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。（１）採用時研修　採用後○ヵ月以内（２）継続研修　　年○回２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。３　事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。４　事業者は、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。５　事業者は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から５年間は保存するものとする。６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。附　則この規程は、平成○年○月○日から施行する。この規程は、令和○年○月○日から施行する。 | ・「△△△」は、事業所の名称を記載してください。・「＊＊＊」は、開設者名（法人名）を記載してください。・平成２４年大阪府条例第１１５号、第１１６号等を参照の上、事業運営の基本方針を記載してください。・第２条第５項については、令和６年３月３１日までの間は努力義務とする経過措置が設けられています。・所在地は、丁目、番、号、建物名を正確に記載してください。・兼務の場合は（○○と兼務）と記載してください。＜例＞（生活相談員と兼務）・○名以上の表記も可。・兼務の場合は、（○○と兼務）と記載してください。＜例＞（管理者と兼務）・事務職員は、配置する場合のみ記載してください。・利用定員は指定短期入所生活介護の事業の専用の居室のベッド数と同数・送迎の有無も含めたサービスの内容を記入してください。・送迎加算とは別に、通常の実施地域外の送迎について送迎費を徴収する場合は、実費の範囲で設定してください。・送迎費を徴収しない場合は「送迎費は、徴収しない。」と記載してください。・特別な食事の提供に伴う費用や、特別な居室の提供に伴う費用を設定する場合は、別途記載してください。・原則として、市区町村単位で設定してください。・第１０条第２項各号については、令和６年３月３１日までの間は努力義務とする経過措置が設けられています。・施設の利用にあたって、利用者側が留意すべき事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項）について記載してください。・事業者が定めた緊急時等の対応方法について記載してください。・所管消防署に確認のうえ、定期的に行わなければならない非常災害訓練等の回数を記載してください。・第１６条第１項各号については、令和６年３月３１日までの間は努力義務とする経過措置が設けられています。・第１９条各項については、令和６年３月３１日までの間は努力義務とする経過措置が設けられています。・認知症介護に係る基礎的な研修の受講に関しては、令和６年３月３１日までの間は努力義務とする経過措置が設けられています。 |